

公立大学法人山形県立保健医療大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）

第22条第1項及び山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年3月山形県規則第27号）第2条の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山形県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、その業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他別に定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第5条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成21年4月1日から施行する。